

令和3年12月3日提出

今治市議会定例会（第6回）議案

今治市議会定例会（第6回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 95	令和3年度 今治市一般会計補正予算（第8号）	別 冊
議案 96	令和3年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 97	令和3年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 98	令和3年度 今治市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 99	令和3年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案100	令和3年度 今治市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案101	令和3年度 今治市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案102	令和3年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案103	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	1
議案104	今治市福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	15
議案105	今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定について	19
議案106	今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について	33
議案107	今治市障害者作業所条例を廃止する条例制定について	39
議案108	今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	43
議案109	今治市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	47

議案110	都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を	51
	改正する条例制定について	
議案111	今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める	55
	条例の一部を改正する条例制定について	
議案112	大島クリーンセンター解体工事請負契約の締結について	89
議案113	四村団地6号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	91
議案114	財産の取得について（住民情報システム機器）	93
議案115	負担付き寄附の受納について	97
議案116	今治市体育施設等の指定管理者の指定について	99
議案117	今治市福祉センターの指定管理者の指定について	105
議案118	今治市ひよこ園の指定管理者の指定について	109
議案119	今治育成園の指定管理者の指定について	113
議案120	今治市民活動センターの指定管理者の指定について	117
議案121	大翔苑の指定管理者の指定について	121
議案122	今治市しまなみの駅御島の指定管理者の指定について	125
報告 12	専決処分について	129
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	131
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	133
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	135
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	137

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

手数料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条第56号アの表を次のように改める。

ア 住宅を新築する場合 次の表に定める額

区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
1戸建ての住宅	16,400円	16,400円	56,500円	
共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。ただし、区分所有住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下同じ。）を除く。以下イにおいて同じ。）	総戸数が1	16,400円	16,400円	56,500円
	総戸数が2以上5以下	31,100円	31,100円	133,100円
	総戸数が6以上10以下	50,400円	50,400円	212,200円
	総戸数が11以上25以下	91,500円	91,500円	424,900円
	総戸数が26以上50以下	136,000円	136,000円	746,900円
	総戸数が51以上100以下	209,300円	209,300円	1,282,300円
	総戸数が101以上	335,500円	335,500円	2,347,900円

右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	200以下			
	総戸数が201以上	417,300円	417,300円	3,342,400円
分譲住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とする住宅をいう。以下この項において同じ。）	総戸数が2以上5以下	31,100円	31,100円	133,100円
	総戸数が6以上10以下	50,400円	50,400円	212,200円
	総戸数が11以上25以下	91,500円	91,500円	424,900円
	総戸数が26以上50以下	136,000円	136,000円	746,900円
右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が51以上100以下	209,300円	209,300円	1,282,300円
	総戸数が101以上200以下	335,500円	335,500円	2,347,900円
	総戸数が201以上	417,300円	417,300円	3,342,400円

第10条第56号イの表中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の適合証」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書」に、「16,900円」を「22,300円」に、「1戸につき右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た」を「右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める」に、「31,500円」を「40,600円」に、「53,200円」を「66,800円」に、「84,100円」を「111,300円」に、「142,100円」を「178,500円」に、「227,400円」を「272,900円」に、「382,000円」を「463,900円」に、「479,500円」を「588,800円」に改め、同表に次のように加える。

分譲住宅	総戸数が2以上5以下	40,600円	193,500円
右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	総戸数が6以上10以下	66,800円	309,600円
	総戸数が11以上25以下	111,300円	611,400円
	総戸数が26以上50以下	178,500円	1,094,900円
	総戸数が51以上100以下	272,900円	1,882,300円
	総戸数が101以上200以下	463,900円	3,482,500円
	総戸数が201以上	588,800円	4,976,500円

第10条第57号中「譲受人を決定した場合」の次に「及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合」を加え、同条第58号アの表中「、登録住宅性能評価機関」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新				旧			
<p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ～ (55) 略</p> <p>(56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p> <p>ア <u>住宅を新築する場合</u> 次の表に定める額</p>				<p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ～ (55) 略</p> <p>(56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p> <p>ア <u>住宅を新築する場合</u> 次の表に定める額</p>			
区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第24号)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第2項	左記以外の場合	区分	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第1項	評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)のうち	左記以外の場合

81号)第	項の規
6条の	定によ
2第3	り当該
項に規	住宅の
定する	構造及
確認書	び設備
の交付	が長期
を受け	使用構
ている	造等で
場合	ある旨
	が記載
	された
	同法第
	5条第
	1項に
	規定す
	る住宅
	性能評
	価書の
	交付を
	受けて
	いる場
	合

各号に	ち、長期
規定す	使用構
る基準	造等と
の適合	するた
性に関	めの措
し、住宅	置及び
の品質	維持保
確保の	全の方
促進等	法の基
に關す	準(平成
る法律	21年国
(平成	土交通
11年法	省告示
律第81	第 209
号)第5	号)の中
条第1	で引用
項に規	されて
定する	いる基
登録住	準に適
宅性能	合して
評価機	いるこ
関(以下	とが表
「登録	示され
住宅性	た登録
能評価	住宅性
機関」と	能評価
いう。)	機関の
の適合	設計住
証の交	宅性能
付を受	評価書
けてい	の交付

1戸建ての住宅		16,400 円	16,400 円	56,500円
共同住宅 等(共同住 宅、長屋そ の他1戸 建ての住 宅以外の 住宅をい う。ただ し、区分所 有住宅(長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第5条 第1項に 規定する 区分所有 住宅をい う。以下 同じ。) 右に掲 げる区分	総戸 数が 1	16,400 円	16,400 円	56,500円
	総戸 数が 2以 上5 以下	31,100 円	31,100 円	133,100円
	総戸 数が 6以 上10 以下	50,400 円	50,400 円	212,200円
	総戸 数が 11以 上25 以下	91,500 円	91,500 円	424,900円
	総戸 数が 26以 上50 以下	136,000 円	136,000 円	746,900円
	総戸 数が 51以	209,300 円	209,300 円	1,282,300 円

			る場合	を受け ている 場合	
1戸建ての住宅		12,800 円	19,600 円	56,500円	
共同住宅 等(共同住 宅、長屋そ の他1戸 建ての住 宅以外の 住宅をい う。1戸に つき右に 掲げる区 分に応じ、 それぞれ に定める 額を同時 に申請す る住戸の 数で除し て得た金 額	総戸 数が 1	12,800 円	19,600 円	56,500円	
	総戸 数が 2以 上5 以下	25,100 円	43,200 円	133,100円	
	総戸 数が 6以 上10 以下	41,400 円	68,500 円	212,200円	
	総戸 数が 11以 上25 以下	73,300 円	126,900 円	424,900円	
	総戸 数が 26以 上50 以下	111,700 円	203,500 円	746,900円	
	総戸 数が 51以	179,000 円	337,600 円	1,282,300 円	

201以上		円			—
<p>(57) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合の変更の認定申請に係るものを除く。）は、前号ア又はイの表に定める額の2分の1とする（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。ただし、同法第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p>			<p>(57) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合_____の_____の変更の認定申請に係るものを除く。）は、前号ア又はイの表に定める額の2分の1とする（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。ただし、同法第6条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p>		
<p>(58) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。</p> <p>(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合同様に係る建築物の共用部分</p>			<p>(58) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。</p> <p>(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合同様に係る建築物の共用部分</p>		

	機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	

--	--	--

(59) ～ (70) 略

	機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	

--	--	--

(59) ～ (70) 略

今治市福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市宮窪福祉センター、今治市伯方福祉センター、今治市上浦福祉センター及び今治市大三島福祉センターを廃止しようとするもの。

今治市福祉センター条例の一部を改正する条例

今治市福祉センター条例（平成17年今治市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中今治市宮窪福祉センター、今治市伯方福祉センター、今治市上浦福祉センター及び今治市大三島福祉センターの項を削る。

別表第3項の表を削る。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市福祉センター指定管理者選定審議会の項中「、今治市玉川福祉センター、今治市宮窪福祉センター、今治市伯方福祉センター、今治市上浦福祉センター及び今治市大三島福祉センター」を「及び今治市玉川福祉センター」に改める。

「参 考」

今治市福祉センター条例改正条項新旧対照表

新		旧	
(設置) 第2条 福祉センターを次のとおり設置する。		(設置) 第2条 福祉センターを次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
今治市総合福祉センター	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市総合福祉センター	今治市南宝来町一丁目9番地8
今治市玉川福祉センター	今治市玉川町大野甲86番地1	今治市玉川福祉センター	今治市玉川町大野甲86番地1
		今治市宮窪福祉センター	今治市宮窪町宮窪3544番地2
		今治市伯方福祉センター	今治市伯方町木浦甲3930番地1
		今治市上浦福祉センター	今治市上浦町甘崎3878番地1
		今治市大三島福祉センター	今治市大三島町野々江2435番地2

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中

「附則」を

「第4章 雑則（第53条）
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等

は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受

けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に

(1) ～ (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

(1) ～ (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

るもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付

認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同

意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「第3号において同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 雑則（第49条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>_____</p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号において同じ</u>。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

(1) ~ (2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 ~ 5 略

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(1) ~ (2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 ~ 5 略

今治市障害者作業所条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市障害者作業所を廃止しようとするもの。

今治市障害者作業所条例を廃止する条例

今治市障害者作業所条例（平成18年今治市条例第80号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市障害者作業所指定管理者選定審議会の項を削る。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定しようとするもの。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険条例（平成17年今治市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の今治市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに3万円を上限として規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに3万円を上限として規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p>

今治市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

宮窪保健センター、伯方保健センター、上浦保健センター及び大三島保健センターを廃止しようとするもの。

今治市保健センター条例の一部を改正する条例

今治市保健センター条例（平成17年今治市条例第158号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

今治市中央保健センター条例

第2条の表今治市宮窪保健センターの項、今治市伯方保健センターの項、今治市上浦保健センターの項及び今治市大三島保健センターの項を削る。

第3条中「前条の表に掲げる保健センター」を「今治市中央保健センター」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市保健センター条例改正条項新旧対照表

新		旧	
<p><u>今治市中央保健センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 保健センターを次のとおり設置する。</p>		<p><u>今治市保健センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 保健センターを次のとおり設置する。</p>	
名称	位置	名称	位置
今治市中央保健センター	今治市南宝来町一丁目6番地 1	今治市中央保健センター	今治市南宝来町一丁目6番地 1
_____	_____	今治市宮窪保健センター	今治市宮窪町宮窪3544番地の 2
_____	_____	今治市伯方保健センター	今治市伯方町木浦甲3930番地の 1
_____	_____	今治市上浦保健センター	今治市上浦町甘崎3878番地の 1
_____	_____	今治市大三島保健センター	今治市大三島町野々江2435番 地の2
<p>(業務)</p> <p>第3条 <u>今治市中央保健センター</u> _____ (以下「保健センター」という。) は、市民の日常生活に密着した保健サービスを積極的かつ総合的に行い、保健衛生思想の高揚と健康増進を図るため、次の業務を行う。</p> <p>(1) ~ (5) 略</p>		<p>(業務)</p> <p>第3条 <u>前条の表に掲げる保健センター</u> (以下「保健センター」という。) は、市民の日常生活に密着した保健サービスを積極的かつ総合的に行い、保健衛生思想の高揚と健康増進を図るため、次の業務を行う。</p> <p>(1) ~ (5) 略</p>	

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

都市計画法に規定する開発行為等の許可の
基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（平成17年今治市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「政令第29条の9各号に掲げる土地の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった開発行為等の許可について適用し、同日前に申請のあった開発行為等の許可については、なお従前の例による。

今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条—第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」の次に「の構造」を、「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を、「路面電車停留場等」の次に「の構造」を加え、

「第6章 自動車駐車場（第22条—第32条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第37条）

を

「第6章 自動車駐車場の構造（第22条—第32条）

第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条—第43条）に改める。

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条—第48条）

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「幅員又は除雪のために必要な幅員」を「幅員、除雪のために必要な幅員又は道路構造条例第44条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」に改め、同条第3号中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「自転車歩行者道を設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項を次のように改める。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第4条に次の2項を加える。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又

は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「歩道等（車両乗入れ部を除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第11条第1項及び第3項中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「はめ込まれていることにより、かご外からかご内が」を「はめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同条第11号中「かご」を「籠」に、「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第15条第1号中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第22条の見出し中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第1項中「障害者が」を「障がい者が」に、「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第2項並びに第3項各号列記以外の部分及び第1号中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第3号中「障害者用」を「障がい者用」に改める。

第23条の見出し中「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同条第1項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に、「障害者が」を「障がい者が」に、「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同項第2号中「障害者が」を「障がい者が」に改め、同項第3号中「障害者用」を「障がい者用」に改める。

第24条第2号及び第3号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第25条中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第2号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第26条第1項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改める。

第29条中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に、「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改める。

第30条第1項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第1号中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同条第2項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項各号中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第31条第1項第3号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第4号及び第5号中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同項第6号及び同条第2項第1号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第2号及び第4号中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「障害者等」を「障がい者等」に改め、同条を第48条とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「障害者等」を「障がい者等」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第46条とする。

第34条の見出し中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同条第3項中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との

間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第45条とする。

第33条第1項中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同条第2項中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z 8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。

第33条を第44条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

（1）有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場

合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障がい者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通

路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。
ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者の旅客特定車両用場所への進入を防止する

ための設備が設けられていること。

- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは、「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓

口が設置されている場合は、この限りでない。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
目次	目次
第 1 章 総則（ <u>第 1 条—第 2 条の 2</u> ）	第 1 章 総則（ <u>第 1 条・第 2 条</u> ）
第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> （第 3 条—第 10 条）	第 2 章 歩道等_____（第 3 条—第 10 条）
第 3 章 <u>立体横断施設の構造</u> （第 11 条—第 16 条）	第 3 章 立体横断施設_____（第 11 条—第 16 条）
第 4 章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第 17 条・第 18 条）	第 4 章 乗合自動車停留所_____（第 17 条・第 18 条）
第 5 章 <u>路面電車停留場等の構造</u> （第 19 条—第 21 条）	第 5 章 路面電車停留場等_____（第 19 条—第 21 条）
第 6 章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第 22 条—第 32 条）	第 6 章 自動車駐車場_____（第 22 条—第 32 条）
第 7 章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> （第 33 条—第 43 条）	
第 8 章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （ <u>第 44 条—第 48 条</u> ）	第 7 章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （ <u>第 33 条—第 37 条</u> ）
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 2 条、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条（第 4 号及び第 13 号に限る。）及び道路構造条例第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。	第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 2 条、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条（第 4 号及び第 13 号に限る。）及び道路構造条例第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（1）有効幅員 歩道、 <u>自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路</u> 、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道そ	（1）有効幅員 歩道、自転車歩行者道_____、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道そ

の他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路構造条例第44条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。

(2) 略

(3) 視覚障がい者誘導用ブロック 視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

の他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場_____の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員_____

_____を除いた幅員をいう。

(2) 略

(3) 視覚障害者 誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等_____

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路_____を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）

車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 略

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

第3章 立体横断施設の構造

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 略

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

_____の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 略

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

第3章 立体横断施設_____

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 略

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。

(12) 略

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 略

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に

(8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12) 略

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ_____。))は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 略

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に

設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) ～ (6) 略

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章 自動車駐車場の構造

(障がい者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障がい者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障がい者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 略

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障がい者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は

設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) ～ (6) 略

第4章 乗合自動車停留所_____

第5章 路面電車停留場等_____

第6章 自動車駐車場_____

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 略

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は

障がい者用駐車施設を設ける際には、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障がい者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障がい者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障がい者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 略

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 略

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障がい者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 略

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 略

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障がい者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2～4 略

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子

(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 略

(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 略

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2～4 略

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子

用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2)～(4) 略

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(2) 略

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2)～(4) 略

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(2) 略

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 略

(4) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 略

第7章 旅客特定車両停留施設の構造
(通路)

第33条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 略

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 略

得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用さ

れる他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障がい者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル

ル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書

の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を

設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降でき

る構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を
文字等により表示するための設備及び音声
により提供するための設備を設けるものと
する。ただし、電気設備がない場合その他技
術上の理由によりやむを得ない場合は、この
限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客
特定車両停留施設に便所を設ける場合につ
いて準用する。この場合において、第31条第
1項第1号中「第25条に規定する通路」とあ
るのは、「移動等円滑化された通路」と、「同
条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替
えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、その
うち1以上は、次に定める構造とするものと
する。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等
販売所との間の通路は、第33条第1項各号
に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以
上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とす
ること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定
める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上
とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第44条 交差点、駅前広場その他の移動の方向

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向

を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設

を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこ

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等_____、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場_____の通路には、視覚障害者_____の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこ

と等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

- 5 視覚障がい者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第46条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等

には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第47条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び

立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

と等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等

には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等 _____及び

立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等 _____及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第48条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(経過措置)

2 略

3 略

4 略

5 略

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(経過措置)

2 略

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 略

5 略

6 略

大島クリーンセンター解体工事請負契約の締結について

大島クリーンセンター解体工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 大島クリーンセンター解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
大島クリーンセンター解体工事	円 305,030,000	松山市春美町2番17号 大島クリーンセンター解体工事 東洋・小林共同企業体 代表者 松山市春美町2番17号 東洋建設株式会社 愛媛営業所 所長 山内啓嗣	契約発効の日から 令和5年3月17日 まで

- 4 仮契約締結年月日 令和3年10月12日

「参 考」

1 工事概要

大島クリーンセンター解体工事 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
東 洋 ・ 小 林 共 同 企 業 体	305,030,000 円
五 洋 ・ 神 野 共 同 企 業 体	307,560,000
不 動 テ ト ラ ・ い づ も 共 同 企 業 体	304,480,000 (失格)

区 分	金 額
予 定 価 格	330,990,000 円
調 査 基 準 価 格	304,831,661

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

四村団地 6 号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

四村団地 6 号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和 3 年12月 3 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 契約の目的 四村団地 6 号棟建設工事の内建家その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
四村団地 6 号棟建設工事の内建家その他工事	円 477,180,000	今治市美須賀町二丁目 1 番地の 2 吉田建設株式会社 代表取締役 吉 田 透	契約発効の日から 令和 5 年 1 月13日 まで

- 4 仮契約締結年月日 令和 3 年10月11日

「参 考」

1 工事概要

市営住宅（30戸）建設工事 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 1,948.05㎡
外構工事 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
吉田建設（株）	477,180,000 円
（株）野間工務店	477,400,000

区 分	金 額
予定価格	478,357,000 円
調査基準価格	439,742,156

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の取得について（住民情報システム機器）

次のとおり住民情報システム機器を購入する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 品名及び数量 住民情報システム機器一式（別紙内訳書のとおり）
- 2 購入の目的 住民情報システム機器の更新を行うもの
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
住民情報システム 機器	指名競争入札	円 134,200,000	今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役社長 高木康弘

「別 紙」

住民情報システム機器内訳書

区 分	品 名	数 量
住民情報システム機器	HCI 仮想化物理ホスト#6	1 台
	住民情報 DB サーバ#1	1 台
	住民情報 DB サーバ#2	1 台
	住民情報運用サーバ#1	1 台
	住民情報運用サーバ#2	1 台
	住民情報運用サーバ#3	1 台
	住民情報運用サーバ#4	1 台
	サーバスイッチ	2 台
	ロードバランサ	2 台

「参 考」

住民情報システム機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四 国 通 建 (株)	134,200,000 円
B E M A C (株)	139,150,000
ケーオー商事 (株)	151,800,000
(株) ス ジ ヤ	辞 退
(株) ハラプレックス	辞 退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

負担付き寄附の受納について

次のとおり負担付き寄附を受納する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 寄附の目的 一般財団法人F r e e財団の解散に当たり、奨学金返済支援事業を市が承継するため。
- 2 寄附物件等 28,072,739円
ただし、受納日までに生ずる事業費及び財団管理費等を控除する。
- 3 寄附者 今治市東門町五丁目2番5号
一般財団法人F r e e財団
代表理事 平林 元樹
- 4 寄附の条件 既に支援を決定している奨学金返済支援事業の対象者に対し期間満了まで奨学金返済支援事業を行うこと。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（9） 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

今治市体育施設等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称		指定管理者	指定の期間
今治市営体育館	今治市営中央体育館	今治市松本町一丁目1番地9 特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ 理事長 村上 康	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	今治市営大西体育館		
	今治市営菊間コミュニティホール		
今治市営スポーツランド	今治市営桜井スポーツランド		
	今治市営大西別府運動場		
	今治市営大西衣黒運動場		
	今治市営球場		
	今治市営補助グラウンド		
	今治市営御厩プール		
	今治市営鹿ノ子庭球場		

今治市営運動場	今治市営鹿ノ子プール
	今治市営鹿ノ子池公園自由広 場夜間照明施設
	今治市営延喜公園自由広場 夜間照明施設
	今治市営富田海浜プール
	今治市営富田海浜庭球場
	今治市営桜井海浜ふれあい広 場サッカー場
	今治市営朝倉緑のふるさと公 園運動場
	今治市営玉川総合公園運動場
	今治市営波方公園運動場
	今治市営亀岡地区公園運動場
	今治市営菊間緑の広場公園運 動場
今治市朝倉B&G海洋センター	
今治市営ゲートボール場	
今治市立学校運動場夜間照明施設	鳥生小学校運動場夜間照明施 設
	清水小学校運動場夜間照明施 設
	近見中学校運動場夜間照明施 設
	立花中学校運動場夜間照明施 設
	桜井中学校運動場夜間照明施 設
	南中学校運動場夜間照明施設
	西中学校運動場夜間照明施設

九和小学校運動場夜間照明施設	
大西中学校運動場夜間照明施設	
今治市朝倉ふれあい交流センター	

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

929,500,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	123.2/143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称		指定管理者	指定の期間
今治市 福祉センター	今治市 総合福祉センター	今治市南宝来町一丁目9番地8 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 会長 長野 和幸	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	今治市 玉川福祉センター		

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 事業活動が福祉センターの設置目的に合致していること。
- (2) 福祉センターの適切な管理運営実績を有していること。
- (3) 「地域福祉の推進」という公共的使命を法的に義務付けられた市内で唯一の団体であること。

3 利用料金制

採用

4 指定管理料基準額（5年間）

241,500,000 円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	104.3 点 / 143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市ひよこ園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市ひよこ園	今治市南宝来町一丁目9番地8 社会福祉法人 今治福祉施設協会 理事長 胡井 裕志	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 施設（就学前の障がい児の通所支援施設）の特性に由来する利用者への配慮が可能であること。
- (2) 当該施設の利用者に対し適切な支援を継続して行った管理運営の実績を有すること。
- (3) 発達障がいの特性を理解した効果的な指導が可能であること。

3 利用料金制

使用料の設定無し

4 指定管理料基準額（5年間）

0円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 今治福祉施設協会	118.4/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治育成園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治育成園	今治市南宝来町一丁目9番地8 社会福祉法人 今治福祉施設協会 理事長 胡井 裕志	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 施設（知的障がい者の支援施設）の特性に由来する利用者への配慮が可能であること。
- (2) 当該施設の利用者に対し適切な支援を継続して行った管理運営の実績を有すること。
- (3) 地域との密接な関係を有すること。

3 利用料金制

使用料の設定無し

4 指定管理料基準額（5年間）

0円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 今治福祉施設協会	113.8/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市民活動センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市民活動センター	今治市別宮町八丁目1番55号 特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター 理事長 井手克彦	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（5年間）

39,400,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
特定非営利活動法人今治NPOサポートセンター	114.4/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

大翔苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大翔苑	今治市宮窪町宮窪2783番地2 有限会社大島葬儀社 代表取締役 馬越 美鈴	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（2年間）

25,200,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
有限会社 大島葬儀社	114.5 / 140 点
株式会社 日本斎苑	111.9 / 140 点
イージス・グループ有限責任事業組合	111.1 / 140 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市しまなみの駅御島の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市しまなみの駅御島	今治市大三島町宮浦3260番地 株式会社大三島ものづくり 代表取締役 村上 恭雄	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

使用料の設定無し

3 指定管理料基準額（5年間）

10,000,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社 大三島ものづくり	123.0 / 143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月26日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年8月3日午前10時30分頃、越智西部広域営農団地農道の管理敷地内（今治市菊間町池原1997番2）において、相手方所有の乗用自動車が行中、同敷地内の陥没箇所にて右側前輪を落とし、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 89,540円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月21日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年8月9日、伯方開発総合センターの屋上に設置していた防水シートが台風9号による突風により破断して飛散し、同センター前駐車場（今治市伯方町叶浦甲1668番1）に駐車していた相手方所有の乗用自動車を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 124,652円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月28日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年7月20日午後4時10分頃、本市大三島支所住民サービス課職員が運転する市有乗用自動車、イノシシ活用隊処理場駐車場（今治市大三島町宮浦4975番）において後退した際、相手方所有の貨物自動車に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 309,903円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年9月17日午後4時5分頃、本市港湾課職員が運転する市有乗用自動車が、みなと交流センター駐車場（今治市片原町1丁目100番）において後退した際、相手方所有の乗用自動車に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 124,619円

